

北海道告示第 10570 号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 17 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり「北海道におけるアライグマ・カニクイアライグマ防除実施計画書」（以下、「防除実施計画」という。）の一部を変更した。

令和 6 年 4 月 1 日

北海道知事 鈴木 直道

1 変更の内容

変更前	変更後
<p>(略)</p> <p>6 防除の方法 北海道に生息しているアライグマ等の防除の方法は、原則として以下のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 捕獲の方法 原則として、次の方法または手捕りにより捕獲する。</p> <p>(略)</p> <p>④捕獲個体の処分 (略) なお、捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他の公益上の必要があると認められる目的で譲受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第 5 条第 1 項に基づく飼養等の許可を得ている者で特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すことができる。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>6 防除の方法 北海道に生息しているアライグマ等の防除の方法は、原則として以下のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 捕獲の方法 原則として、次の方法または手捕りにより捕獲する。</p> <p>(略)</p> <p>④捕獲個体の処分 (略) なお、捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他の公益上の必要があると認められる目的で譲受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第 5 条第 1 項に基づく飼養等の許可を得ている者、<u>もしくは同法第 9 条の 2 に基づく放出等の許可を得ている者であって、</u>特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すことができる。</p> <p>(略)</p>

2 変更後の防除実施計画

別紙のとおり

北海道におけるアライグマ・カニクイアライグマ（以下、アライグマ等）防除実施計画書

1 防除の対象

- (1) アライグマ(*Procyon lotor*)
- (2) カニクイアライグマ(*Procyon cancrivorus*)

2 防除を行う区域

北海道全域（図：「北海道アライグマ等捕獲対象地域」のとおり）

3 防除を行う期間

令和3年(2021年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで

4 生息等状況

(1) アライグマ

平成4年度(1992年度)には、北海道でアライグマの生息が確認された市町村数は、13市町村であったが、令和元年度(2019年度)には、160市町村に拡大している。

(2) カニクイアライグマ

北海道への導入は、確認されていない。

5 防除の目標

生態系等にかかる被害の防止を図るため、北海道内のアライグマの生息状況、被害状況等を把握し、その状況に応じて野外からの完全排除を長期的な目標に、被害の低減化及び生息域の拡大の阻止を図る。

6 防除の方法

北海道に生息しているアライグマ等の防除の方法は、原則として以下のとおり。

(1) 調査

現在の生息等情報などの知見に基づき、当面、次の方法で防除を進め、今後、並行して、可能な限り詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、効率的な防除に努める。

(2) 捕獲の方法

原則として、次の方法または手捕りにより捕獲する。

①使用する捕獲用具の名称

ア はこわな(別記1)

イ 前肢保定式わな(別記2)

ウ 巣箱型わな(別記3)

なお、捕獲用具毎に、別記4わな標識を装着する。

②誘引餌

揚げパン類、菓子類、ドッグフードなど

③見回り

原則として、わな設置場所を一日一回以上巡視する。ただし、捕獲通知システムなどを利用した場合については、捕獲通知を受信した時に見回りを行う。

④捕獲個体の処分

捕獲現場における殺処分や、捕獲用具からの逸出防止措置後に、車の荷台等に乗せ処分場所へ搬送し殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない方法により殺処分する。処分した個体は、廃棄物として適切に処理する。

なお、捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他の公益上の必要があると認められる目的で譲受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者、もしくは同法第9条の2に基づく放出等の許可を得ている者であって、特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すことができる。

(3) 在来動物への配慮

①在来野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域においては、混獲を避けるよう配慮する。

②(2)②以外の餌を使用する場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生を遠因を生じさせることのないよう適切に行う。

③アライグマ等または、アメリカミンク以外の動物が捕獲された場合には、速やかに放逐する。
(アメリカミンクについては、別途定める防除実施計画により適切に処分する)

④在来野生鳥獣の捕獲にあたり、アライグマ等が捕獲された場合は、必要に応じて防除従事者が対応することとし、その捕獲は、本防除実施計画に基づく捕獲とみなす。

(4) 防除従事者等

①防除従事者は、原則として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣保護管理法。）に基づくわな猟免許を有するものとする。ただし、技術講習会を開催するなどにより、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を確保できる場合には、免許非所持者を含むことができる。

②防除従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を確保することとし、防除従事者台帳を作成するとともに、必要に応じて更新する。

③防除従事者は、本法に基づく防除を実施していることを証する別記5防除従事者証を携帯し、地域住民に説明を求められた場合には、防除の趣旨について説明するよう努める。

④別記6防除従事者台帳を作成し、北海道環境生活部環境局自然環境課で管理するとともに、原則として毎年4月に更新する。なお、必要に応じて、随時更新できるものとする。

(5) 捕獲の際の留意事項

①鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施する。

②鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止又は制限された捕獲は行わない。

③鳥獣保護管理法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域内では、禁止された猟法により捕獲を行わない。

④鳥獣保護管理法第35条第1項に基づく特定猟具使用禁止区域等では、特定猟具による防除を行わない。

⑤鳥獣保護管理法第36条に基づく危険猟法による防除は行わない。

(6) モニタリング

北海道は、次の情報を市町村等から収集し、防除の効果を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努める。

①生息または目撃情報のあった市町村数

②捕獲数、捕獲個体情報、わなかけ日数

- ③農業等被害額
- ④生態系への影響等

7 緊急的な防除

緊急的な防除が必要になった場合については、環境省及び関係機関と連絡調整の上、連携を図りながら、原則として6（2）～（5）に準じて、捕獲するよう努める。

8 その他必要な事項

（1）普及啓発

市町村、捕獲従事者や地域住民などに対する防除実施に係る理解の増進を図るため、ホームページなどの広報媒体による普及啓発を行う。

（2）防除手法の技術開発

関係機関が連携し、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その結果に係る情報の普及に努める。

（3）関係者との調整

防除を実施する区域の土地及び関係施設の所有者又は管理者については、個別に説明するなど必要な調整を図り、了解を得る。

9 関係法令の遵守

関係法令を遵守するものとする。

10 添付書類

- 参考1－1 アライグマの生息（目撃）状況
- 参考1－2 アライグマの捕獲数
- 参考1－3 アライグマによる農業等被害額
- 参考2 北海道におけるアライグマ対策の基本方針

（以下、略）